

令和元年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	志摩市磯部ふれあい公園・志摩市磯部プール	所在地	志摩市磯部町恵利原557番地1・956番地
指定管理者名	いそベスポーツクラブ	指定期間	平成29年4月1日から令和2年3月31日
設置目的	スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達を図り、もって住みよい地域社会を形成する。		
業務内容	磯部ふれあい公園・磯部プールの管理・運営		
施設概要	ふれあい公園5.0ha（多目的広場11,479㎡、幼児広場2,800㎡、芝生公園5,500㎡、テニスコート4面2,700㎡、体育館2,454㎡、屋外便所30㎡ほか駐車場、園内遊歩道等） 磯部プール1,155.6㎡ アルミサンドイッチパネル壁式構造平屋建		
職員体制	ふれあい公園（職員3人、臨時4人）・磯部プール（職員1人、臨時8人）		
施設所管課名	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	比較(C-B)	
事業収支	収入	指定管理料	22,393,000	22,393,000	22,538,000	145,000
		利用料金	2,166,500	2,059,675	1,909,300	-150,375
		その他	476,600	562,772	541,573	-21,199
		計(a)	25,036,100	25,015,447	24,988,873	-26,574
	支出	人件費	11,548,694	11,373,591	11,722,587	348,996
		管理運営費	12,714,584	15,001,927	13,017,923	-1,984,004
		その他				
	計(b)	24,263,278	26,375,518	24,740,510	-1,635,008	
	収支差引額(a-b)	772,822	-1,360,071	248,363	1,608,434	

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	平成30年度は、修繕工事の増加により管理経費が嵩んだ。 令和元年度は、電力会社の変更により電気料金が減少した。
----------------------------------	--

3 総合評価

指定管理者	市
<p>施設利用者には、良い評価を頂いている。 磯部ふれあい公園は、完成から約28年が経過しており、雨漏り、断熱材のはがれ、床板の傷み等大規模改修の時期を迎えています。 今回予定している施設の大規模改修計画に地域住民の要望を反映していただくようお願いします。</p>	<p>指定管理者として、年数も長くなってきたが、施設管理については、経費節減に努めており、適正な運用がなされている。 ただし、緊急時非難マニュアルの作成は早期にお願いしたいところである。 今後は、施設の適正運用を保ちつつ、利用者数の増加に向けて地域との関わり方や学校との連携、健康増進や介護予防に取り組む団体等との連携事業を積極的に取り組むことを期待したい。 また、地域住民のみならず、市外からの利用者増加にも視野に入れ、学生合宿等の積極的な受入にも取り組み、地域事業者と連携して地域活性化に繋がる事業展開を期待する。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の設置目的や管理運営の基本方針を理解して管理を実施している。	A	施設の目的や基本方針については事業計画書にも記載があり、日々の業務にも理解の程が見受けられた。
	②施設設置目的の達成度	A	本施設の設置目的である「スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達」の為に寄与している。	A	施設の利用者数・運営状況から施設の設置目的は達成できたと思われる。今後、より一層の一般利用増加に取り組んでいただきたい。
	③運営状況	A	条例・事業計画のとりの供用日数・時間を達成。適正な施設の運営を行った。	A	緊急措置による臨時休業以外は事業計画書に計画された運営が行われた。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	職員は、適正に配置され職員の勤務実績も特に問題ない。	A	職員の配置は適切に行われており、勤務実績も改善が必要な点は見受けられなかった。
	⑤意思疎通	A	情報共有しておくべき事柄は遅滞なく報告を行った。	A	定期連絡はないものの、必要な際には随時連絡により遅滞なく情報共有できた。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	A	点検記録・修繕記録等適正に処理保管している。	A	各種の記録については、適正に整備・保管がなされている。
	⑦使用許可等	A	条例・規則の通り適正に事務を行った。	A	協定書に定めるところにより適正に事務を行っていた。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	条例・規則の定めるところにより適正に徴収した。	A	協定書に定めるところにより適正に事務を行っていた。
	⑨個人情報	A	個人情報取り扱い特記事項のとおり適正に取り扱っている。	A	個人情報取扱特記事項の内容をよく理解し、適正な取扱いがなされていた。
	⑩法令遵守	A	運営に関連する消防法、市条例等を理解し、遵守した。	A	法令違反は見受けられなかった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	体育館に意見箱を設置し、利用者のニーズを聞いた。各種の自主事業を実施した。	B	利用者の利便性を高めるため、意見箱は設置しているが、回答がなかったことから、投書できるようニーズを捉える対策に取り組んでいただきたい。
	②利用者の平等な利用	A	随時職員間の情報共有を行い、サービス水準の確保に努めた。	A	サービス水準は、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	A	イベント情報をHPにて公表、また毎月発行の広報にて周知するとともに、必要に応じて市広報への掲載を依頼し、情報の発信に努めた。	A	チラシやインターネットを活用して情報発信されていた。
	④非常時・緊急時の対応	B	緊急時のマニュアルは未整備であるが、緊急連絡網を整備し、事故発生時・緊急時に対応できるよう毎年救急救命講習を実施している。	B	救急救命講習の実施は評価できるが、緊急時のマニュアルは早期に整備されたい。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	苦情には迅速に対応している。意見には、できることは迅速に対応できている。	A	苦情への対応は、その状況に応じて利用者へ親身になって対応されていた。
	⑥自主事業	A	各種大会等を積極的に開催している。姿勢改善研修会も実施。	A	利用者ニーズを的確に把握し、自主事業を実施していた。
	⑦事業の評価	A	事業実施後、理事会・実行委員会等で意見を聞き、次年度に繋げている。	A	会議できちんと事業の評価がなされており、その結果を反映させた事業計画が策定できている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	毎日施設・設備は点検しており、管理は適切であった。施設・設備等に起因する事故は起きていない。	A	施設設備等について安全上の問題はなかった。
	②備品の管理	A	備品台帳に基づき、適切に備品を管理した。	A	備品台帳に基づいた適切な管理・点検・保守がなされ、備品等はきちんと整備されていた。
	③備品・設備等の整理整頓	A	職員間で意識を共有し、利用者にも整理整頓を呼び掛けている。	A	整理整頓が徹底されており、職員の意識も高かった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	30万円を超える修繕も実施した。大規模修繕をお願いします。	A	異常が認められた際は速やかに適切な処置が講じられており、その内容も問題なく記録されていた。
	⑤清掃業務	A	毎日清掃を実施し、清潔な状態を保つよう努めている。	A	清掃が行きとどいており、清潔な状態が保たれていた。
	⑥防犯体制	A	鍵の管理及び防犯に対する対策・対応は適切だったか。	A	鍵はきちんと管理されており、防犯面でも適切な対応がなされていた。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	会計帳簿の整備、伝票や領収書等の書類の整備・保管、現金の取扱いが適切になされているか。	A	帳簿類の整備、関係書類の保管は適正に行われている。会計処理も簿記の有資格者及び税理士が行っているため問題ない。
	②公租公課に滞納はないか	A	国税・地方税・社会保険料等の公的な債務について、履行遅滞とっていないか。	A	期限内に納付されていることを領収書等で確認済み。
	③適正な収支状況にあるか	A	収支のバランスは適正か。債務超過に陥っていないか。	A	ボランティア等の協力により、経営は黒字であり、債務超過に陥っていない。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。